

かすみがうら市電子入札運用基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運用基準は、かすみがうら市における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、かすみがうら市電子入札要綱（平成29年8月31日かすみがうら市告示第89号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項については当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

茨城県との共同利用により、かすみがうら市が発注する建設工事の請負及び測量・建設コンサルタント業務の委託に係る入札を処理するシステムで、入札案件の登録から参加申請、入札及び落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を市の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムをいう。

(2) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムを利用して行う入開札事務をいう。

(3) 郵便入札

従来どおり紙に記載した入札書等を使用して行う入開札事務をいう。

(4) I Cカード

電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、入札参加者とかすみがうら市の双方でI Cカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(5) 電子くじ

入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステム。

第2章 共通事項

(対象入札方式)

第3条 電子入札システムの対象入札方式は、かすみがうら市が発注する建設工事の請負及び測量・建設コンサルタント業務の委託で、かすみがうら市工事請負業者指名選考委員会が電子入札の方法によるとしたもの。

(電子入札を行う案件の基準)

第4条 前項において、かすみがうら市が電子入札で行うことを見たした案件(以下「電子入札案件」という。)は、原則として、電子入札システムにより入札事務を行うものとする。

(電子入札システムの運用時間)

第5条 電子入札システムの運用時間は、かすみがうら市の休日を定める条例(平成17年3月28日条例第2号)に規定する市の休日を除く次の時間帯とする。

かすみがうら市 8：30～22：00

入札参加者 9：00～17：00

(各受付期間等の設定)

第6条 電子入札案件の各受付期間等は次のとおり設定するものとする。

- ①開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の3日後を標準とする。
- ②入札書提出締切予定日時は、入札書受領期間の最終日の17時を標準とする。
- ③その他の期間における日時の設定にあたっては、要綱に基づき設定する。

(公告日以降の案件の修正)

第7条 公告日以降において、案件登録情報のうち、入札方法、工種区分、落札方式、工事／業務区分、内訳書有無、案件区分について錯誤が認められた

場合には、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

【案件の修正手順】

①錯誤案件に対して参加資格確認申請の提出が行われることを防ぐため、締切日時を最小（1分）になるよう変更する。（修正例：受付開始日時13：00 同締切日時13：01）

②件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件であることを入札参加者に示す。

③新規の案件として改めて登録する。

④既に参加資格確認申請書の提出があった入札参加者に対しては、電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い、改めて登録した電子入札案件に対して参加資格確認申請書を提出するように依頼する。

(電子ファイルの作成基準)

第8条 電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用する、アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれか指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

①Word 97以上のバージョンで保存したファイル

②Excel 97以上のバージョンで保存したファイル

③PDFファイル、画像ファイル（JPEG形式）

④上記に加え、かすみがうら市が特別に認めたファイル形式

⑤電子ファイル圧縮を行う場合は、LZH又はZIP形式を指定し、自己解凍方式は認めない。

⑥提出する電子ファイルはウィルスチェック済みのものとする。

(ウィルス感染ファイルの取扱い)

第9条 入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、かすみがう

ら市よりウィルス感染している旨を入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

第3章 入札書等の取扱い

(入札書の受付)

第10条 入札書及び見積書は、電子入札システムにより入札金額、くじ番号が入力されたものを有効なものとして取扱うものとする。

(工事費等内訳書の提出方法)

第11条 工事費等内訳書は、電子入札システムによる電子ファイルでの添付で提出するものであるが、あらかじめ申し出た場合には、書留郵便・簡易書留郵便・配達証明郵便・配達記録郵便による提出を認めるものとする。

(入札書等提出時の留意点)

第12条 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書及び見積書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- ①入札書及び見積書等の入力は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力の確認を行ってから入札書及び見積書等を提出すること。
- ②入札書受付締切予定日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- ③入札書及び見積書等が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認すること。

(入札の辞退)

第13条 入札書受付締切予定日時までに入札書及び見積書等が提出されない場合は、入札を辞退するものとして取扱う。

(入札書等提出後の撤回等)

第14条 電子入札システムにより一旦提出された入札書及び見積書等は、撤回、訂正等を認めないものとする。

第4章 開札

(開札の立会い)

第15条 開札の立会いを希望する者は、参加資格確認申請受付期限、または郵便入札方式参加承認書提出期限までに開札立会い届出書（様式第6号）を提出するものとする。なお、代理人が立会う場合は、開札立会い委任状（様式第7号）を提出するものとする。

(開札方法)

第16条 開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うものとする。ただし、郵便入札方法による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

(開札が長引いた場合の連絡)

第17条 開札予定日時から入札締切通知書等の発行までが著しく遅延する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により入札参加者への情報提供を行うものとする。

(開札の延期の連絡)

第18条 開札を延期する場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

(開札の中止の連絡)

第19条 開札を中止する場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

第5章 入札参加者の利用者登録及びＩＣカードの取扱い

(電子入札システムの利用を認める入札参加者の基準)

第20条 電子入札システムを利用することができる入札参加者は、かすみがうら市入札参加者名簿に登録を受けている者（以下「代表者」という。）又

は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。ただし、特定建設工事共同企業体においては、代表構成員及び構成員全員から入札に関する権限の委任を受けた「受任者」のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

（受任者による電子入札システムの利用基準）

第21条 前項の規定に基づき、受任者による電子入札の利用は、下記の基準により委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

（1）提出様式

- ①単体企業（様式第2号）
- ②特定建設工事共同企業体は、当該特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格申請時において、委任状を提出するものとする。

（2）提出時期

- ①委任状は、利用者登録手続きの際に提出するものとする。
- ②入札手続き途中における提出は認めない。

（3）委任期間

- ①委任期間は、入札参加資格の有効期間を限度とする。
- ②委任期間に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について速やかに、契約主管課に書面による届出を行うものとする。

（電子入札システムへの利用者登録）

第22条 入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合や新たにICカードを取得した場合には、入札参加者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行うとともに、下記により書面による届出を行うものとする。なお、電子入札システムの利用については、かすみがうら市の審査終了後から可能となるものとする。

（1）届出に伴う提出書類

- ①電子入札（見積）利用届（様式第1号）

②利用者情報

電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷した IC カード情報等を記載したもの

③委任状（電子入札用）（様式第2号）

第21条の規定に基づくものとする。

（2）書類の提出方法

郵送、又は直接持参による

（3）書類の提出先

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461番地 かすみがうら
市検査管財課

（電子入札システムに登録できる IC カードの基準）

第23条 電子入札システムに登録することができる IC カードは、民間の電子認証局が発行したもので、ICカードの名義は、企業の代表者又は受任者の名義で、一企業一名義のみとする。なお、入札参加者に対しては、ICカードの失効、閉塞、破損等に備えて、複数枚の IC カードを登録することを推奨するものとする。

（1）特定建設工事共同企業体の場合は、単体企業用として電子入札システムに登録した代表構成員の IC カードを使用する。

（代表窓口情報及び IC カード利用部署情報等の変更）

第24条 入札参加者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及び IC カード利用部署情報の変更が生じた場合には、入札参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

（ICカードの有効期限の対応）

第25条 入札参加者は、現在使用している IC カードの有効期限内に、入札参加者のパソコンから電子入札システムに新しい IC カードの登録を行うものとする。なお、ICカードの名義及び住所の変更を伴う場合には、第26

条の規定によるものとする。

(ICカードの名義、住所の変更)

第26条 入札参加者は、ICカードの名義及び住所の変更が生じた場合には、第22条の規定に準じてICカードの新規登録及び書面による届出を行うものとする。なお、当該変更登録については、かすみがうら市の審査が終了するまで、電子入札システムの利用が不可となるため、原則として第6章の規定に基づき郵便入札で対応するものとする。

(ICカードの不正使用の取扱い)

第27条 入札参加者がICカードを不正使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。

落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除することができる。

【不正使用した場合の例示】

①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりますして入札に参加した場合

②代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合

第6章 郵便入札での参加を認める基準

(当初から郵便入札での参加を認める基準)

第28条 かすみがうら市は、入札参加者から郵便入札方式参加承認書（様式第3号）が提出された場合には、入札参加者側にやむを得ない事由があるとかすみがうら市が認めた場合に限り、郵便入札を承認するものとする。

(2) 書類の提出方法

郵便入札方式参加承認書受付締切日の16時までに直接持参による。

(3) 書類の提出先

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461番地 かすみがうら
市検査管財課

【やむを得ない事由の例示】

- ① ICカードが失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- ②企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- ③電子入札の導入準備を行っているが、ICカードの取得が間に合わなかった場合

(郵便入札による提出書類等の取扱い)

第29条 前項の規定により、電子入札案件に郵便入札で参加することを承認した場合には、要綱の規定に基づき提出書類等を取扱うものとする。

(電子入札から郵便入札への変更を認める基準)

第30条 かすみがうら市は、電子入札手続き開始後、入札参加者から郵便入札への変更を求められた場合には、やむを得ないと認められる事由により電子入札の実施が不可能であり、かつ全体の入札手続きに影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から郵便入札への変更を認めるものとする。この場合、当該入札参加者は、開札予定日の3日前17時までに郵便入札方式移行承認書（様式第4号）をかすみがうら市に直接持参により提出するものとする。ただし、直接持参することが困難な場合は別途協議とする。

【やむを得ない事由の例示】

- ① ICカードが失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- ②企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合

③入札参加者側の電子入札システム障害の場合

(郵便入札に移行する場合の取扱い)

第31条 前項の規定により、郵便入札への変更を認めた場合には、当該入札参加者について、速やかに郵便入札により電子入札案件に参加する業者（以下「郵便入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、郵便入札業者として登録後においては、電子入札システムに係る作業は行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

(郵便入札による入札書の到着順番)

第32条 郵便入札による入札書の到着順番は電子入札で応札した最終入札書の次番からとし、以後、郵便局到着順とする。

(郵便入札による電子くじ番号の取扱い)

第33条 郵便入札による電子くじ番号は、「000」とする。

第7章 システム障害等の取扱い

(入札参加者側のシステム障害時)

第34条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が入札を行うことができない場合には、第30条の規定により電子入札から郵便入札へ移行するものとする。なお、入札参加者に対しては、システム障害に備えて、複数のICカードの取得、代替機器及び複数のプロバイダ・アクセス回線の確保を推奨するものとする。

(かすみがうら市側のシステム障害時)

第35条 かすみがうら市側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可となった場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うものとする。この場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。

なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に郵便入札に切り替えるものとし、ホームページ等による公表を行うものとする。

付 則

この基準は、平成29年10月1日から適用する。

(様式第1号)

電子入札（見積）利用届

年　月　日

(届出先)

かすみがうら市長 殿

(届出者)

登録番号

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

かすみがうら市における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて
届け出ます。

記

(添付書類)

1 利用者情報（※1）

2 委任状（※2）

※1 電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録する
I Cカード情報が含まれる。

※2 （様式第2号）代表者より代理人として入札に関する権限の委任を受け
る者のI Cカードを登録する場合に提出する。

(様式第2号)

委任状(電子入札用)

年　月　日

かすみがうら市長 殿

(委任者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

(受任者)

住所又は所在地

商号又は名称

代理人氏名

印

(委任事項)

1 かすみがうら市が発注する工事(業務)について、電子入札システムによる入札に関する件

2 委任期間 年　月　日から

年　月　日まで

(様式第3号)

郵便入札方式参加承認書

1 案件名称

2 電子入札システムによる参加ができない理由

上記案件について、電子入札システムによる参加ができないため、郵便入札方式による参加の承認をお願いします。

年 月 日

(申請者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(あて先) かすみがうら市

上記について承認します。

年 月 日

様

かすみがうら市長

印

(様式第4号)

郵便入札方式移行承認書

1 案件名称

2 電子入札システムによる処理が継続できない理由

上記案件について、電子入札システムによる電子入札の処理継続が不可となつたため、郵便入札方式への移行の承認をお願いします。

年　　月　　日

(申請者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(あて先) かすみがうら市長

.....
上記について承認します。

年　　月　　日

様

かすみがうら市長

印

(様式第5号)

入札(見積)書(郵便入札用)

- 1 案件名称
- 2 場所
- 3 入札(見積)価格(税抜)

金										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

設計図書及び実地を調査のうえ、法令諸規定及びその他入札の条件を順守して
上記のとおり入札(見積)いたします。

年　　月　　日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

かすみがうら市長　　様

- 注1　消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も
った契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- 2　本書は、封筒に入れ、書面に入札書又は見積書と、裏面に住所・氏名
を記載封印のうえ提出すること。
- 3　不要の文字は消すこと。

(様式第6号)

開札立会い届出書

年 月 日

(届出先)

かすみがうら市長 殿

(届出者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事（業務）にかかる開札に立会いを希望するので届け出ます。

記

1 工事（業務）名 _____

2 工事（業務）場所 _____

※代理人に委任するときは、開札立会い委任状（様式第7号）を提出してください。

(様式第7号)

開札立会い委任状

年 月 日

かすみがうら市長 殿

(委任者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の工事（業務）に係る開札立会いの一切の権限を委任します。

記

(受任者)

住所又は所在地

商号又は名称

代理人氏名

印